

Kブロードフォン利用規約

第1条（総則）

株式会社KCN京都（以下「当社」といいます。）は、当社の定めるインターネット契約約款およびKブロードフォン利用規約（以下、「本規約」といいます。）に基づき、インターネット接続サービスのオプションサービスとしてKブロードフォンサービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（規約の変更）

当社は、本規約を変更する場合は、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。この場合、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

第3条（契約の単位）

当社は、インターネット契約約款に定める、1の第1種インターネット接続サービスの契約につき1の本サービス契約を締結します。この場合、本サービス加入者は、1の本サービス契約につき1人に限ります。

第4条（利用契約の申込み）

申込者は、インターネット契約約款および本規約を承認のうえ、当社所定の申込書に必要事項を記載して当社に提出します。

第5条（月額利用料）

本サービスの月額利用料は308円（消費税込み）とします。（別途、ユニバーサルサービス料が必要となります。）

第6条（通信料の計算）

通信料の計算については、次のとおりとします。

- (1)通話料は、毎月末日締めにて、当社が測定した通話時間とホームページ記載の料金表の規定に従い月額計算します。
- (2)機器の故障等により通話時間を正しく測定できなかった場合、加入者は、ホームページ記載の料金表の規定に従い算定した料金の支払いを要するものとします。この場合において特別の事情があるときは、加入者と協議し、その事情を斟酌するものとします。
- (3)本サービスによる通話が途切れ、又は遅延する等、当社の正常なサービスが利用できなくなる事態が発生した場合、加入者に事前に通知することなく接続機器により自動的に加入者が契約している協定事業者等の提供する通話サービスの利用となる場合があります。この場合の通話料等について当社は一切責めを負わないものとします。
- (4)当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金計算の起算日、締め切り日を変更することがあるものとします。

第7条（その他の提供条件）

本規約に定めのない事項については、インターネット契約約款の定めによります。